

職員の処遇改善に伴う手当に関する細則

＜認可保育園＞

第1章 総 則

(目的及び適用範囲)

第1条 この「職員の処遇改善に伴う手当に関する細則(以下「細則」という。)」は、国策等にて定める職員の処遇改善に伴う手当に関する取扱いについて定めるものとする。

2 この細則における職員とは、社会福祉法人すくすくどろんこの会の各施設うち、認可保育園に勤務する全ての職員(以下「職員」という。)をいう。

(手当の種類)

第2条 この細則において「手当」とは、処遇改善手当、資質向上手当、千葉県手当をいう。

第2章 処遇改善手当

(処遇改善手当)

第3条 職員の処遇改善を図ることを趣旨として、関連法令に基づき、職員の従事する職務の経験年数により別表①の処遇改善手当表の額を支給する。

2 初任の職員で、職歴のある者については経験年数を勘案した額を支給する。

3 前項の経験年数は、別表②の経験年数換算表に基づき行う。ただし、園の採用計画により必要な場合は加算することができる。

4 新規学卒者については、別表③の就学加算表に基づき加算を行う。

5 施設長及び副施設長については、支給しない。

6 処遇改善手当表の適用区分については、給与規程＜認可保育園＞(以下「給与規定」という。)本俸表の職務対応表による。

7 パートタイム職員および準職員については別表④により時給で支給する。

(処遇改善手当の変更・廃止)

第4条 処遇改善手当は、公定価格に含まれる処遇改善等加算1に対応する手当のため、公定価格の改正、または処遇改善関連の法令の改正等により、施設長会議にて決議し理事長の承認を得て、処遇改善手当表の書き換えまたは廃止することができる。

第3章 資質向上手当

(資質向上手当)

第5条 職員の資質向上を目的とし、細則第6条、第7条の手当を支給する。

(職務手当)

第6条 職員のうち、主任保育士、副主任保育士、専門リーダー、分野別リーダーについて、別表⑤職務手当表に基づき職務手当を支給する。

2 準職員であっても、施設長が資質向上に必要と認めた者には支給することができる。

(研修手当)

第7条 施設長及び副施設長を除く職員に別表⑥による研修手当を支給する。ただし対象となる研修を自己都合で修了しなかったときは支給開始に遡って返還させることがある。

(資質向上手当の変更・廃止)

第8条 資質向上手当は、公定価格に含まれる処遇改善等加算2に対応する手当のため、公定価

格の改正、または処遇改善関連の法令の改正等により、施設長会議にて決議し理事長の承認を得て、別表④および⑤の書き換えまたは廃止することができる。

第4章 千葉県手当

(千葉県手当)

第9条 千葉県内に勤務する保育士の処遇改善を図ることを趣旨として、各市町村の関連法令に基づき別表⑦の額を支給する。

2 この手当の支給対象保育士は、次のとおりとする。

- (1) 1日6時間以上かつ月20日以上(有給休暇その他保育事業者が承認した日数等を含む。)勤務した保育士
- (2) 1日6時間以上又は月20日以上(有給休暇その他保育事業者が承認した日数等を含む。)であって、月120時間以上勤務した保育士

(千葉県手当の変更・廃止)

第10条 千葉県手当は、千葉県または各市町村の関連法令の改正により、施設長会議にて決議し理事長の承認を得て、千葉県手当表の書き換えまたは廃止することができる。

第5章 雑 則

(清算)

第11条 第2章および第3章の手当が、職員の途中退職・休業・休職・その他やむを得ない事情等で配分しきれないときは、給与規程第26条の季節手当支給時に、基準額に含めて支給することができる。

2 前項の清算は前年度の配分不足額についても行うことができる。

附則

この規程は、平成29年12月15日に制定し、平成29年4月1日から施行する。ただし、千葉県手当は平成29年10月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成30年12月1日より改正施行する。

この規程は、平成31年4月1日より改正施行する。